

福岡医発第 1397 号 (地)
令和 6 年 8 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

改正医療法等に基づく災害支援ナースの養成・派遣について

標記の件について、福岡県保健医療介護部医療指導課より、周知依頼がありました。

本年 4 月から改正医療法及び改正感染症法が施行され、災害支援ナースはDMA TやDP A Tと同様に「災害・感染症医療業務従事者」として法的に位置づけられ、養成・派遣の仕組みが整備されました。

これに伴い、災害支援ナースの派遣については、養成研修の修了と厚生労働省への登録、かつ、養成研修修了者が所属する医療機関と県における災害支援ナースの派遣に係る協定の締結が必要となりました。

災害支援ナースの養成研修については、厚生労働省からの委託を公益社団法人日本看護協会が受け、再委託された公益社団法人福岡県看護協会が別添のとおり実施しますが、受講に当たっては、県との災害支援ナースの派遣に係る協定の締結を考慮のうえ、所属施設の管理者からお申し込みをいただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 医療機関と県との災害支援ナースの派遣に関する協定の手続き（下記 URL 参照。）につきましては、養成研修修了後、医療機関に改めて連絡されることとなっております。
- 2) 医療機関に所属していない看護職員についても養成研修の受講は可能ですが、医療機関に所属していない災害支援ナースは、県との派遣協定の対象にはならないことを申し添えます。

記

【災害支援ナース派遣協定関連資料の掲載先（福岡県庁ホームページ）】

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigai-nurse.html>

以上

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

公印省略

6 医指第 1 1 2 6 号
令和 6 年 8 月 1 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

） 殿

福岡県保健医療介護部長
(医 療 指 導 課)

改正医療法等に基づく災害支援ナースの養成・派遣について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、本年 4 月から改正医療法及び改正感染症法が施行され、災害支援ナースは DMAT や DPAT と同様に、「災害・感染症医療業務従事者」として法的に位置づけられ、養成・派遣の仕組みが整備されました。

これに伴い、災害支援ナースの派遣については、養成研修の修了と厚生労働省への登録、かつ、養成研修修了者が所属する医療機関と県における災害支援ナースの派遣に係る協定の締結が必要となりました。

災害支援ナースの養成研修については、厚生労働省からの委託を公益社団法人日本看護協会が受け、再委託された公益社団法人福岡県看護協会が別添のとおり実施します。看護職員の受講においては、県との災害支援ナースの派遣に係る協定の締結を考慮の上、養成研修受講のお申込みをいただきますよう、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

医療機関と県との災害支援ナースの派遣に関する協定の手続き（※）については、養成研修終了後、医療機関に改めてお知らせいたします。

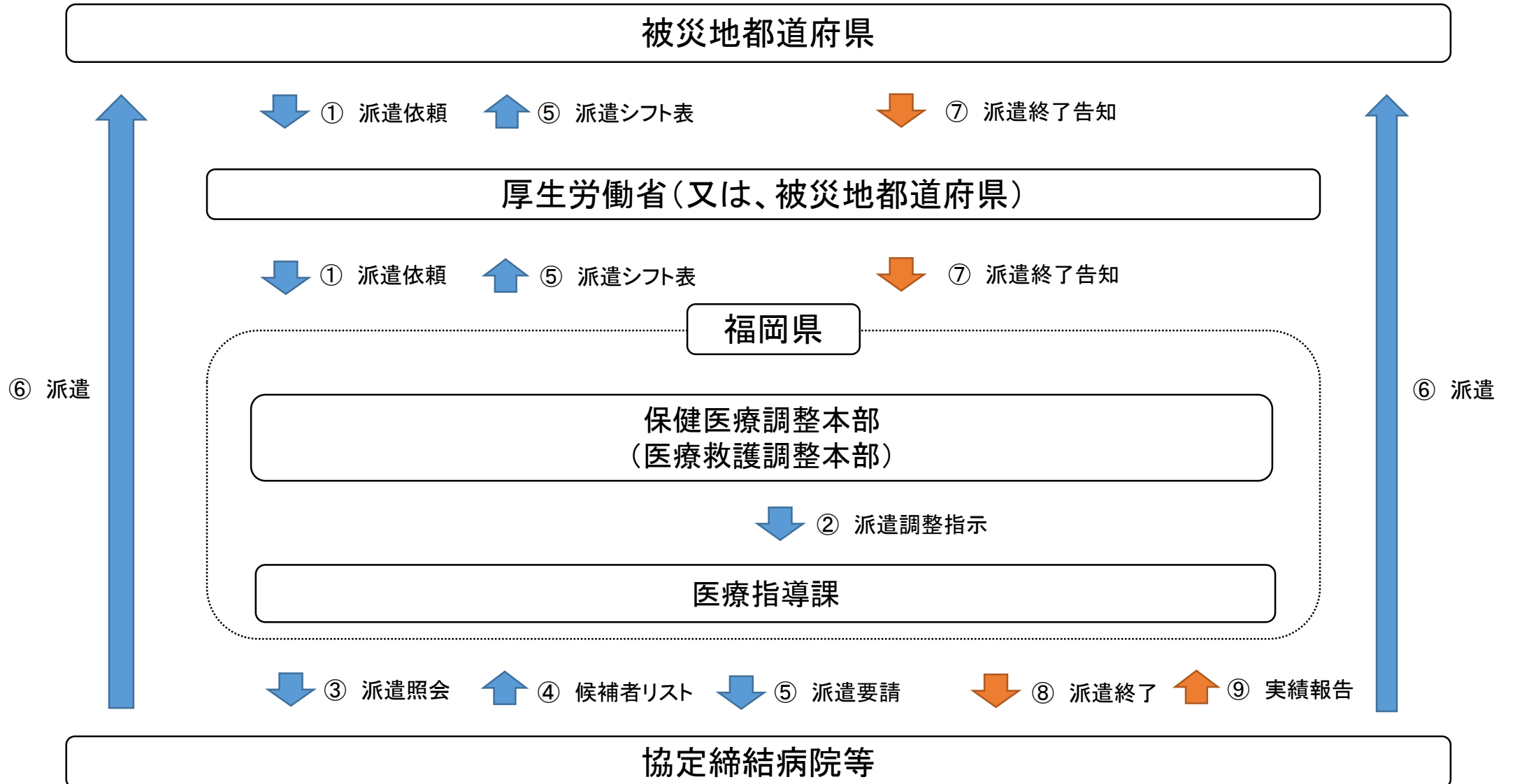
つきましては、貴会におかれましても、あらかじめ貴会会員に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関に所属していない看護職員についても養成研修の受講は可能ですが、医療機関に所属していない災害支援ナースは、県との派遣協定の対象にはなりませんので申し添えます。

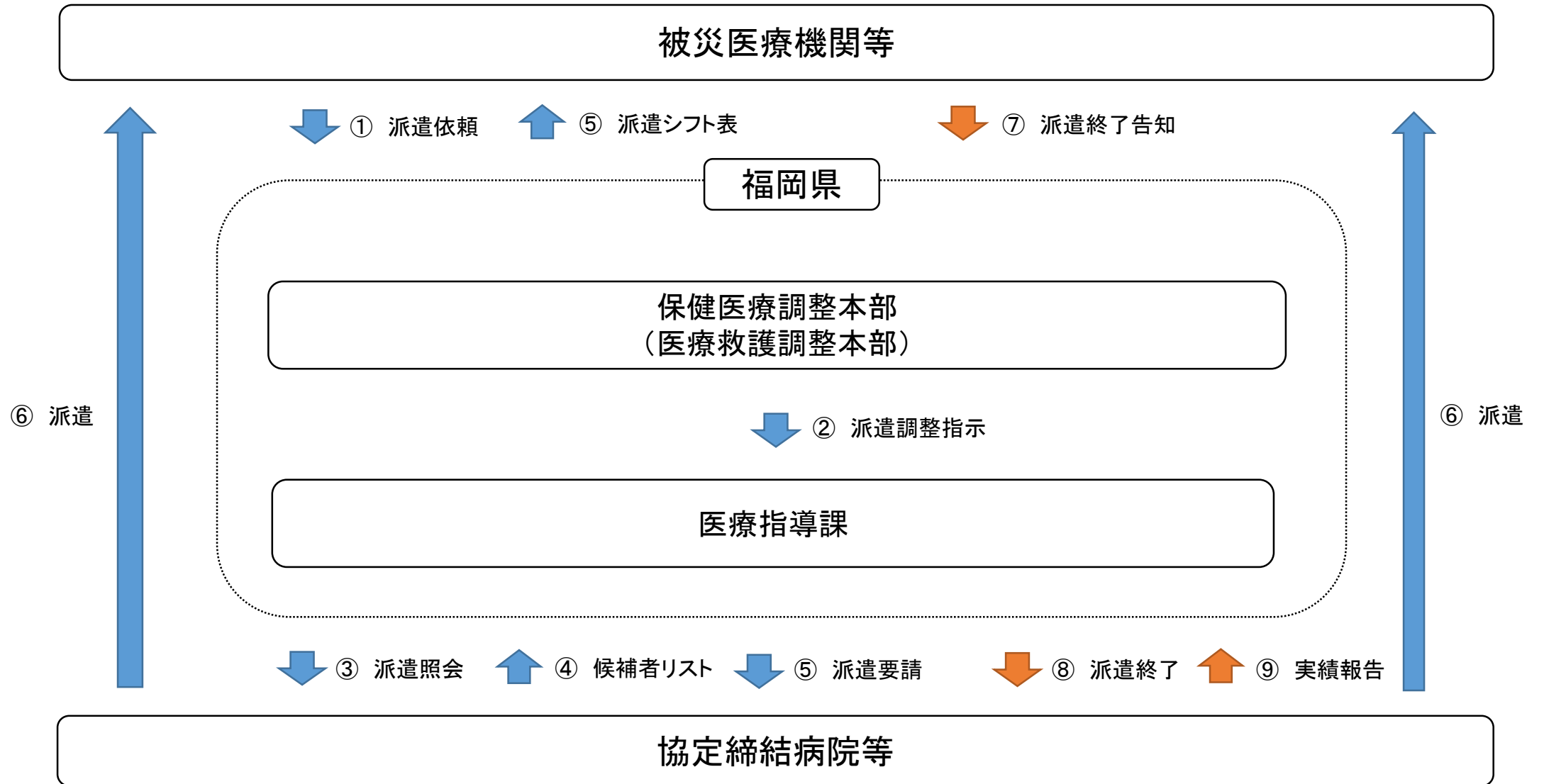
※ 災害支援ナース派遣協定関連資料の掲載先（福岡県庁ホームページ）

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigai-nurse.html>

災害支援ナース派遣の流れ(県外派遣)



災害支援ナース派遣の流れ(県内派遣)



福岡県災害支援ナースの派遣に関する協定（案）

福岡県（以下「甲」という。）と （協定締結病院等）（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、福岡県災害支援ナース派遣要綱等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県知事 服部 誠太郎

乙

【送信先】 福岡県医療指導課災害医療係

s-iryo@pref.fukuoka.lg.jp

○ 福岡県災害支援ナース派遣調整連絡票（令和6年 月 日時点）

医療機関名	
所在地	
代表者	（役職） （御芳名）
担当部署	
連絡担当者	
e-mail	
電話	
Fax	

（災害支援ナース）

①

氏名	
登録証No.	
e-mail	
電話	

※ 「登録証No.」は、研修修了証の右上に記載されている番号

【公 印 省 略】

6 福岡看事発第 52 号

令和 6 年 8 月 2 日

関係医療機関の長 様
(看護部門)

公益社団法人福岡県看護協会
会 長 大和 日美子

令和 6 年度災害支援ナース養成研修の開催について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会の事業につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、災害支援ナースについて、改正医療法及び感染症法の改正により、令和 6 年 4 月から新たな仕組みで、災害や新興感染症の発生時の派遣体制が整備されることとなりました。

このため、当協会では、これまで取り組んできた「災害支援ナース育成研修」を終了し、厚生労働省から公益社団法人日本看護協会に委託された「災害支援ナース養成研修」を、再委託により下記 1 のとおり実施することになりました。

本研修の受講後は、災害・感染症医療業務従事者として登録していただき、所属施設に在籍したままで、必要に応じて県内外の派遣に従事していただくこととなります。

つきましては、本研修の受講については、あらかじめこの旨をご了承の上、施設代表者からお申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、下記 2 のとおり、福岡県から県内関係団体宛てに「改正医療法等に基づく災害支援ナースの養成・派遣について」(令和 6 年 8 月 1 日 6 医指第 1126 号)が通知されておりますことを申し添えます。

記

- 1 令和 6 年度災害支援ナース養成研修 申込要領及びプログラム
別添のとおり
※チラシ「令和 6 年度災害支援ナース養成研修のお知らせ」
- 2 「改正医療法等に基づく災害支援ナースの養成・派遣について」(写し)
別紙のとおり

お問合せ先 〒812-0054 福岡市東区馬出 4-10-1 ナースプラザ福岡 福岡県看護協会 事業部事業課 担当：市之瀬・大歯 TEL：092-402-1517
--

令和 6 年度災害支援ナース養成研修申込要領

研修目的	災害支援ナース養成研修は、災害支援看護業務^(*)及び新興感染症支援看護業務^(*)に関する知識及び技能を習得することを目的とする 1. 災害・感染症等に関する基礎知識・技術を習得する 2. 派遣の概要を理解し、研修修了者として実際の派遣時に対応できる技能を習得する 【災害】 1) 看護職として必要な災害医療と看護の基礎知識を習得する 2) 災害時の看護職の役割と活動の実際を理解する 3) 看護職として、被災地や被災者に対して有効に機能できる技能を習得する 4) 災害時に看護職として他者と協働でき、自律した活動ができる知識を習得する 【感染症】 1) 新型コロナなど新興感染症に関する基礎的知識を習得する 2) 新型コロナなど新興感染症患者に対応できる知識・技術を習得する 3) 酸素療法、集中治療管理に関する基本知識を習得する 4) 新型コロナなど新興感染症患者の看護に関する基本知識を習得する *1 災害支援看護業務とは、被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等をいう。 *2 新興感染症支援看護業務とは、新興感染症が集中的に発生した医療機関等や新興感染症の感染拡大地域に所在する医療機関等に派遣されて実施する看護業務をいう。
対象者	災害・感染症に係る派遣対応看護職員を目指す者 ※所属の医療機関等において、災害支援ナースとして配置される予定の者を優先
研修時間	6 日間 ○講義(オンデマンド) : 4 日間 総論 120 分/災害各論 540 分/感染症各論 540 分 ○演習(集合研修): 2 日間 講義 60 分/災害 270 分/感染症 270 分
日 程	○講義(オンデマンド) 令和 6 年 9 月 9 日(月)～10 月 11 日(金) ○演習(集合研修) 【1 回目】 1 日目: R6 年 10 月 23 日(水) 10:00 ～16:30 災害 2 日目: R6 年 10 月 31 日(木) 10:00 ～15:30 感染症 【2 回目】 1 日目: R6 年 10 月 30 日(水) 10:00 ～16:30 災害 2 日目: R6 年 11 月 5 日(火) 10:00 ～15:30 感染症
場 所	○講義(オンデマンド): 受講者各自の環境において視聴 ○演習(集合研修): ナースプラザ福岡
定 員	80 名×2 回(同内容 2 回開催) ※申込者が定員を超えた場合は、同一医療機関等からの受講者を調整する。
プログラム	別紙参照
受講料	無料

修了要件	オンデマンド研修 20 時間(一部受講免除内容含む)の修了と集合研修(演習)10 時間を全て修了した者に対し、「研修修了証」を発行する。
申込方法	公益社団法人福岡県看護協会 WEB サイト「manaable(マナブル)」により申込む。 申込締切： 8 月 22 日(木)
実施	公益社団法人福岡県看護協会(公益社団法人日本看護協会厚生労働省委託事業)

◆申込みに当たっての注意点

注意点 1：本研修終了後は、「研修修了者」としてリストに掲載し、都道府県(福岡県)及び日本看護協会に提出します。よって、**研修受講に当たってはリスト提出に関する同意が必要**になります。

注意点 2：今回の研修は、災害及び新興感染症の発生時に他の医療機関等に派遣をされ、災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に従事することを目指す者が対象となります。よって、研修受講に当たっては、**研修修了後「災害・感染症医療業務従事者」として登録されることへの同意が必要**になります。
また、看護師等の籍登録番号が必要ですので、受講決定後に確認させていただきます。

注意点 3:派遣は、都道府県知事から医療機関に対する派遣要請に基づいて、看護職が派遣されるという枠組みのため、**所属施設の管理者から申込みをしてください**。所属施設がない方は、個人での申込みが可能です。が、医療機関に所属していない災害支援ナースは県との派遣協定の対象になりません。

注意点 4：オンデマンドと集合研修は、今年度中に受講してください。

注意点 5：「C:感染症各論」(オンデマンド研修)の免除

令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症研修のうち、「重症患者対応研修」を受講し、**重症患者対応研修修了証を提出**できる人は、「各論(感染症)」(オンデマンド研修)が免除されます。

注意点 6：オンデマンド研修の受講には、受講者個人のメールアドレスが必要です。所属施設の同一アドレスの使用はできません。

令和6年度災害支援ナース養成研修プログラム

【講義(オンデマンド)】 2023 年度制作 ※収録時点の所属・職位を記載しています

章	単元/主な内容	講師(所属等)	視聴時間
1	【総論】 災害・感染症に係る派遣の対応	中野 夕香里 (公益社団法人日本看護協会)	120 分
2	【各論(災害)】 災害医療の基礎知識 ・災害とは ・わが国の災害医療提供体制	小井土 雄一 (国立病院機構本部 DMAT 事務局)	180 分
3	災害時に求められる看護支援活動 ・災害看護とは ・災害時保健医療福祉活動における看護 ・災害の場に応じた看護支援活動 ・災害時要配慮者の特徴と看護	石井 美恵子 (国際医療福祉大学大学院)	150 分
4	災害時の感染対策 ・災害時に注意すべき感染症とその要因 ・避難所における感染症のリスクアセスメントの考え方 ・避難所における感染症対策の例(複合災害時の対応等を含む)	山本 由紀子 (地方独立行政法人市立 秋田総合病院 感染管理認定看護師)	60 分
5	災害時の心理的变化とこころのケア ・被災者に生じやすい心理的問題 ・被災者に接する際の基本的留意点 ・わが国の災害精神保健医療体制(DPAT 含む) ・支援者の惨事ストレスとケア	河 嵩 譲 (国立病院機構本部 DMAT 事務局)	90 分
6	災害時の看護職の活動事例 ・派遣された看護職の活動事例 ・活動場所で直面する様々な状況	岡崎 敦子 (独立行政法人国立病院機構災害医療センター 災害看護専門看護師)	60 分
—	災害 確認テスト	10 問	—
7	【各論(感染症)】 新型コロナなど新興感染症の基礎知識 ・新興感染症/パンデミック ・新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保	大曲 貴夫 (国立国際医療研究センター国際感染症センター長・感染症内科医長)	60 分

章	単元/主な内容	講師	視聴時間
8	新型コロナなど新興感染症の基礎知識 1) 感染拡大・重症化を防ぐ技術の提供に必要な知識 ・ 手指衛生 ・ PPE（個人防衛具）の種類や着脱等 ・ ゾーニング ・ 環境整備・廃棄物・寝具・食器の取り扱い ・ 死亡時の対応 2) 院内感染発生時の初期対応・クラスター発生予防の対策	美島 路恵 (東京慈恵会医科大学附属病院 感染対策部 感染管理認定看護師)	60 分
9	新型コロナなど新興感染症患者の治療と観察ポイント (軽～中等症)	小倉 高志 (神奈川県立循環器呼吸器病センター所長)	60 分
10	新型コロナなど新興感染症患者の看護 (軽～中等症) ① (医療機関と在宅・宿泊療養を含める) 1) 重症化予防のための患者評価と対応 ・ 緊急性の判断と急変対応 ・ 重症化予防 ・ 異常の早期発見 ・ 患者家族への精神的ケア ・ 医療機関と在宅・宿泊療養での対応の特徴	杉本 環 (日本看護協会認定看護師教育課程 救急看護認定看護師)	60 分
	2) 重症化予防のための患者評価と対応(軽～中等症) ② ・ 酸素療法 ・ 呼吸理学療法 ・ 体力の消耗を最小限にするための患者への生活指導	富阪 幸子 (日本看護協会認定看護師教育課程 クリティカルケア認定看護師)	60 分
11	新型コロナなど新興感染症患者の集中治療管理(重症)	則末 泰博 (東京ベイ・浦安市川医療センター救急集中治療科・集中治療部門部長・呼吸器内科部長)	60 分
12	新型コロナなど新興感染症患者の看護 (重症) 1) 生命維持装置の管理 ・ ネーザルハイフロー、人工呼吸器、ECMO,CHDF(*1) 等	三木 隆弘 (日本大学病院)	60 分
	2) 人工呼吸器管理、ECMO 管理における看護	濱本 実也 (公立陶生病院 集中ケア認定看護師)	60 分
	3) 重症患者家族への精神的なケア ・ 隔離による不安、意思決定支援、看取り等	立野 淳子 (小倉記念病院看護部 クオリティマネージメント科 科長 急性・重症患者看護専門看護師)	60 分
—	感染症 確認テスト	10 問	—

*1：体外式模型人工肺(ECMO)、持続緩徐式血液濾過透(CHDF)

【演習(集合研修)】

● I 日目

章	単元/主な内容	講師	演習時間
1	【講義】 ○福岡県における災害・新興感染症に係る派遣時の看護支援活動 ○災害支援ナースとしての心構え(支援側・受援側の立場の理解)	福岡県 保健医療介護部 医療指導課 災害医療係 災害医療係長 廣川 孝史	60 分
2	【演習(災害)】 災害時の看護職の活動の実際 1) 派遣決定から出発までの準備 <u>ワーク</u> ：派遣決定までの調整と準備、派遣決定から出発までの準備、携行品、活動の原則	【講師】 福岡青洲会病院 藤山 貴之 ※本会 災害支援ナース 養成研修講師経験者 【ファシリテーター】 川崎病院 吉開 香織 飯塚病院 小畑 亜紀子 済生会二日市病院 木原 健一郎 独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院 黒木 真二 ※本会 災害支援ナース 養成研修講師経験者	45 分
	2) 支援者としての心構え		45 分
	3) 活動場所の違いによる活動の特徴 (医療機関・避難所)		45 分
	4) 災害医療対応の原則 <u>ワーク</u> ：安全管理		40 分
	5) 方針に沿った活動 <u>ワーク</u> ：救急搬送や発熱者等の対応、新たな活動を依頼されたら、記録と報告、活動終了に向けて、帰還後に行うこと		120 分
	まとめ		

●2 日目

章	単元/主な内容	講師	演習時間
3	【演習(感染症)】 感染拡大時の看護職の活動の実際 1) 感染拡大・重症化の予防 ①ゾーニングを体験し、ゾーニングの考え方の基本や留意点を学ぶ ゾーニングを実施する、ゾーニングの考え方や留意点を学ぶ、派遣先でゾーニングの実施を求められた場合の対応と留意点 ②個人防護具の着脱を体験し、標準予防策の基礎を学ぶ ・個人防護具の着衣が行える ・医療機関以外の場所が想定できる	【講師】 久留米大学病院 感染症看護専門看護師/ 感染管理認定看護師 三浦 美穂 飯塚病院 感染管理認定看護師 山下 智雅 【ファシリテーター】 福岡県済生会大牟田病院 感染管理認定看護師 中村 友美 田川市立病院 感染管理認定看護師 植田 裕美子 福岡ゆたか中央病院 感染管理認定看護師 中山 佐代子 (10/31のみ) 朝倉医師会病院 感染管理認定看護師 井上 聡子 (11/5のみ)	120 分
	2) 安楽な呼吸を保つための看護 個人防護具を装着したまま安楽な呼吸へのケアを経験する 個人防護具の脱衣が正しく行える ・個人防護具を装着したままケアを経験する ・個人防護具の脱衣が正しく行える		60 分
	3) 他職種連携による医療提供 派遣時の心構えや派遣先での適切な行動を学ぶ 派遣時の活動の原則、派遣先での指揮命令系統の確認、医療機関以外での他職種連携(介護福祉士、医療職やそれ以外など)の留意点を学ぶ	【講師】 飯塚病院 救急看護認定看護師 吉川 英里	40 分
	4) 患者・家族へのケア(看取り・死亡時のケアを含む) 事例を通して、隔離による不安、意思決定支援、看取りケア、死亡時の対応、未知の感染症に罹患したご遺体への対応		40 分
	まとめ		

令和6年度 災害支援ナース 養成研修

(研修は、厚生労働省から委託を受けた日本看護協会が企画し、都道府県看護協会と共に実施します。)

目的： 災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に関する知識及び技能を習得すること

対象者： 災害・感染症に係る派遣対応看護職員を目指す者



お申し込みは
こちら

日程

◆1回目 ※同内容で2回開催いたします。

- ・ オンデマンド研修
令和6年9月9日(月)～10月11日(金)
- ・ 演習(集合研修)
令和6年10月23日(水)・31日(木)

◆2回目

- ・ オンデマンド研修
令和6年9月9日(月)～10月11日(金)
- ・ 演習(集合研修)
令和6年10月30日(水)・11月5日(火)

※日程の希望は不可。
受講決定者の中から協会で振り分けます。

申込方法

福岡県看護協会 Webサイト「manaable」より申込み
(注意事項)

- ①研修受講に当たっては、福岡県及び日本看護協会への「研修修了者」リスト提出に関する同意が必要になります。
- ②研修受講に当たっては、研修修了後「災害・感染症医療業務従事者」として登録されることへの同意が必要になります。
また、看護師等の籍登録番号が必要ですので、受講決定後に確認させていただきます。
- ③派遣は、都道府県知事から医療機関に対する派遣要請に基づいて、看護職が派遣されるという枠組みのため、所属施設の管理者から申込みをしてください。所属施設がない方は、個人での申込みが可能です。医療機関に所属していない災害支援ナースは県との派遣協定の対象になりません。
- ④オンデマンド研修の受講には、受講者個人のメールアドレスが必要です。所属施設内の共通アドレスの使用はできません。

申込締切：8月22日(木)

【お問合せ先】

公益社団法人 福岡県看護協会 事業部事業課

<https://www.fukuoka-kango.or.jp/>



092-402-1517



令和6年
4月より

医療機関等の管理者のみなさま・災害支援ナースを目指すみなさま

災害支援ナースは

法令等に基づく仕組みになりました。

災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、被災地等^{*1}に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下、「看護支援活動」という。）を行う看護職員

- 厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録
- 医療機関に所属している災害支援ナースは改正医療法上の「災害・感染症医療業務従事者」に位置付け
- 都道府県と、災害支援ナースの所属施設^{*2}との災害支援ナースの派遣に関する協定締結により災害等発生時^{*3}に派遣

* 1：大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域

* 2：病院、診療所、訪問看護事業所、助産所等

* 3：大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時

POINT

災害支援ナースになるには

「災害支援ナース養成研修」を修了する必要があります。

災害支援ナース養成研修は厚生労働省医政局から委託を受けた日本看護協会が企画し、都道府県看護協会とともに実施します

大規模自然災害、新興感染症の発生・まん延時の 災害支援ナースの派遣体制の概要

災害支援ナース養成研修

総論（講義）



災害各論（講義）

感染症各論（講義）



講義

+災害（演習）

+感染症（演習）

一部受講免除あり

全てのプログラムを受講

養成研修修了（修了者リスト化）

都道府県が
地域の実情に応じて体制を構築

都道府県が登録や派遣調整に関する実務を
都道府県看護協会に委託可能

災害支援ナース

病院又は診療所に
勤務する看護職

災害・感染症
医療業務従事者

病院又は診療所以外に
勤務する看護職

潜在看護職

*4

発災

感染症
発生・まん延

派遣

* 4：病院又は診療所以外に勤務する看護職や潜在看護職も都道府県の調整により派遣することが可能

2024年度からの災害支援ナースの仕組み

法令等の根拠	改正医療法・改正感染症法（令和6年4月1日施行）
派遣の対象	大規模自然災害の発生時、新興感染症の発生・まん延時
養成・登録	厚生労働省医政局 ^{*5} が実施
派遣形態	原則として派遣元の医療機関の職員として看護業務に従事する（業務扱い）
派遣要請	被災都道府県からの派遣要請に基づく
派遣調整	都道府県内派遣：都道府県 ^{*6} による調整 都道府県外派遣：厚生労働省医政局 ^{*5} による調整
経費	公的に負担（協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は都道府県が支弁する）
事故補償	都道府県が傷害保険に加入 災害支援ナースが賠償責任保険制度に加入※

※災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度の加入が望ましい

* 5：厚生労働省から日本看護協会へ委託可能

* 6：都道府県から都道府県看護協会へ委託可能

災害等発生時の医療・看護提供体制の整備のために、災害支援ナースに登録いただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



- 災害支援ナースに関する情報については、公益社団法人日本看護協会の公式ホームページをご覧ください。

「災害看護」：ホーム＞看護職の皆さまへ＞危機管理＞災害看護



- 災害支援ナース養成研修は都道府県看護協会からお申し込みください。

「災害支援ナース養成研修」：日本看護協会研修ポータルサイト＞国の動向や政策に関連した継続教育に関する最新情報「災害支援ナースに関する情報」



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

<https://www.nurse.or.jp/>